



様式第7号(第10条関係)
常陸太田市
指令第44号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 茨城県ひたちなか市大字津田2554番地の2
氏 名 勝田環境株式会社
代表取締役 望月 福男

令和7年4月2日に更新申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定により次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	茨城県ひたちなか市大字津田2554番地の2 勝田環境株式会社 本社 茨城県ひたちなか市高野大房地1967番地2 勝田環境株式会社 RC事業所
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物
業務の種類	一般廃棄物の収集運搬
営業の区域	常陸太田市内
処理料金	常陸太田市ごみ処理等手数料条例第2条に定める料金
営業許可期間	令和7年5月1日～令和9年4月30日
許可番号	第40号
条件	1. 清掃センターの諸規定を遵守すること 2. その他諸法律等を遵守すること

令和7年4月14日

常陸太田市長 宮田 達夫

